

直交集成板についての取扱業者の認証の技術的基準の一部を改正する件 新旧対照表

○直交集成板についての取扱業者の認証の技術的基準（平成 25 年 12 月 20 日農林水産省告示第 3080 号）

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">直交集成板についての取扱業者の認証の技術的基準</p> <p>1 (略)</p> <p>2 引用規格 次に掲げる引用規格は、この基準に引用されることによって、その一部又は全部がこの基準の要求事項を構成している。<u>これらの引用規格は、その最新版を適用する。</u> JAS 3079-1 直交集成板－第 1 部：一般要求事項 JAS 3079-2 直交集成板－第 2 部：試験方法 直交集成板についての検査方法（平成 25 年 12 月 20 日農林水産省告示第 3081 号）</p> <p>3 (略)</p> <p>4 製造業者（外国製造業者を含む。以下同じ。）の認証の技術的基準</p> <p>4.1 最終製品における検査によって格付を行う場合</p> <p>4.1.1 製造又は加工、保管、品質管理及び格付のための施設</p> <p>4.1.1.1・4.1.1.2 (略)</p> <p>4.1.1.3 品質管理施設 次の機械器具を備えている適当な広さの施設でなければならない。</p> <p>a) (略)</p> <p>b) <u>a)に規定するもののほか、次に掲げる機械器具。ただし、第三者機関による検定証明を定期的に取得しない場合に限る。</u></p> <p>1)～9) (略)</p> <p>c) <u>ホルムアルデヒド放散量についての表示をする場合にあつては、a)及びb)に規定するもののほか、次に掲げる機械器具。ただし、第三者機関による検定証明を定期的に取得しない場合に限る。</u></p> <p>1)～5) (略)</p> <p>4.1.1.4 格付のための施設 <u>次による。</u></p> <p>a) (略)</p> <p>b) <u>次に掲げる機械器具を備えていなければならない。ただし、格付のための試料の検査を自ら行わない場合を除く。</u></p> <p>1)～12) (略) (削る。)</p>	<p style="text-align: center;">直交集成板についての取扱業者の認証の技術的基準</p> <p>1 (略)</p> <p>2 引用規格 次に掲げる引用規格は、この基準に引用されることによって、その一部又は全部がこの基準の要求事項を構成している。<u>この引用規格は、その最新版を適用する。</u> JAS 3079-1 直交集成板－第 1 部：一般要求事項 JAS 3079-2 直交集成板－第 2 部：試験方法 直交集成板についての検査方法（平成 25 年 12 月 20 日農林水産省告示第 3081 号）</p> <p>3 (略)</p> <p>4 製造業者（外国製造業者を含む。以下同じ。）の認証の技術的基準</p> <p>4.1 最終製品における検査によって格付を行う場合</p> <p>4.1.1 製造又は加工、保管、品質管理及び格付のための施設</p> <p>4.1.1.1・4.1.1.2 (略)</p> <p>4.1.1.3 品質管理施設 次の機械器具を備えている適当な広さの施設でなければならない。</p> <p>a) (略)</p> <p>b) <u>第三者機関による検定証明を定期的に取得しない場合にあつては、a)に規定するもののほか、次に掲げる機械器具。</u></p> <p>1)～9) (略)</p> <p>c) <u>第三者機関による検定証明を定期的に取得しない場合であつて、ホルムアルデヒド放散量についての表示をする場合にあつては、a)及びb)に規定するもののほか、次に掲げる機械器具</u></p> <p>1)～5) (略)</p> <p>4.1.1.4 格付のための施設</p> <p>a) (略)</p> <p>b) <u>格付のための試料の検査を自ら行う場合にあつては、次に掲げる機械器具を備えていなければならない。</u></p> <p>1)～12) (略)</p> <p>13) <u>ホルムアルデヒド放散量についての表示をする場合にあつては、1)から 12)までに規定するもののほか、次に掲げる機械器具</u></p> <p>13.1) <u>分光光度計</u></p> <p>13.2) <u>アクリルデシケーター</u></p>

c) ホルムアルデヒド放散量についての表示をする場合にあっては、b)に規定するもののほか、次に掲げる機械器具を備えていなければならない。ただし、格付のための試料の検査を自ら行わない場合を除く。

- 1) 分光光度計
- 2) アクリルデシケーター
- 3) 恒温器
- 4) ガラス器具
- 5) 雑器具

4.1.2 品質管理の実施方法

次による。

a)～e) (略)

4.1.3 (略)

4.1.4 格付の組織及び実施方法

4.1.4.1 (略)

4.1.4.2 格付の実施方法

次による。

a) 次に掲げる事項について、格付に関する規程（以下“格付規程”という。）を具体的かつ体系的に整備していなければならない。ただし、**2)**及び**5)**に掲げる事項については、格付のための試料の検査を自ら行わない場合を除く。

- 1)・2) (略)
- 3) 格付の表示の様式に関する事項
- 4)・5) (略)
- 6) 格付の表示のための証票又は機械器具の管理に関する事項
- 7) 格付及び格付の表示の記録の作成及び保存に関する事項
- 8) 格付の表示についての取扱業者等内の組織全体に対する教育の実施に関する事項
- 9) 格付及び格付の表示の実施状況についての内部監査に関する事項
- 10) 格付及び格付の表示の実施状況についての認証機関等による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項

b)・c) (略)

4.1.5 格付を担当する者の能力及び人数

4.1.5.1 格付検査担当者

格付検査担当者として、木材又は木材加工品の検査に関する知識及び技能を有する者であって、認証機関等が指定する格付検査担当者技能研修を定期的に受講しているものが1人以上置かれていなければならない。

4.1.5.2・4.1.5.3 (略)

4.2 製造工程における検査によって格付を行う場合

4.2.1 (略)

13.3) 恒温器

13.4) ガラス器具

13.5) 雑器具

(新設)

4.1.2 品質管理の実施方法

a)～e) (略)

4.1.3 (略)

4.1.4 格付の組織及び実施方法

4.1.4.1 (略)

4.1.4.2 格付の実施方法

a) 次に掲げる事項について、格付に関する規程（以下“格付規程”という。）を具体的かつ体系的に整備していなければならない。ただし、**2)**及び**5)**に掲げる事項については、格付のための試料の検査を自ら行わない場合を除く。

- 1)・2) (略)
- 3) 格付の表示に関する事項
- 4)・5) (略)
- (新設)
- 6) 格付記録の作成及び保存に関する事項
(新設)
- 7) 格付の実施状況についての内部監査に関する事項
- 8) 格付の実施状況についての認証機関による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項

b)・c) (略)

4.1.5 格付を担当する者の能力及び人数

4.1.5.1 格付検査担当者

格付検査担当者として、木材又は木材加工品の検査に関する知識及び技能を有する者であって、認証機関が指定する格付検査担当者技能研修を定期的に受講しているものが1人以上置かれていなければならない。

4.1.5.2・4.1.5.3 (略)

4.2 製造工程における検査によって格付を行う場合

4.2.1 (略)

4.2.2 品質管理の実施方法

次による。

- a)～c) (略)
- d) 次に掲げる事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していなければならない。ただし、7)及び8)に掲げる事項については、確認検査を自ら行わない場合を除く。
 - 1)～10) (略)
 - 11) 品質管理の実施状況についての認証機関等による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項
- e)～g) (略)

4.2.3 品質管理を担当する者の能力及び人数

4.2.3.1～4.2.3.3 (略)

4.2.3.4 確認検査担当者

確認検査を自ら行う場合にあっては、確認検査担当者として、木材又は木材加工品の検査に関する知識及び技能を有する者であって、認証機関等が指定する確認検査担当者技能研修を定期的に受講しているものが1人以上置かれていなければならない。

4.2.4 格付の組織及び実施方法

4.2.4.1 (略)

4.2.4.2 格付の実施方法

次による。

- a) 次に掲げる事項について、格付規程を具体的かつ体系的に整備していなければならない。
 - 1) (略)
 - 2) 格付の表示の様式に関する事項
 - 3) (略)
 - 4) 格付の表示のための証票又は機械器具の管理に関する事項
 - 5) 格付及び格付の表示の記録の作成及び保存に関する事項
 - 6) 格付の表示についての取扱業者等内の組織全体に対する教育の実施に関する事項
 - 7) 格付及び格付の表示の実施状況についての内部監査に関する事項
 - 8) 格付及び格付の表示の実施状況についての認証機関等による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項
 - b) (略)
- 4.2.5 (略)

5 製造業者以外の取扱業者等（以下、“非製造業者”という。）の認証の技術的基準

5.1 最終製品における検査によって格付を行う場合

5.1.1 (略)

5.1.2 品質管理の実施方法

次による。

- a)～d) (略)
- 5.1.3 品質管理を担当する者の能力及び人数
 - 5.1.3.1 (略)
 - 5.1.3.2 品質管理責任者

4.2.2 品質管理の実施方法

- a)～c) (略)
- d) 次に掲げる事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していなければならない。ただし、7)及び8)に掲げる事項については、確認検査を自ら行わない場合を除く。
 - 1)～10) (略)
 - 11) 品質管理の実施状況についての認証機関による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項
- e)～g) (略)

4.2.3 品質管理を担当する者の能力及び人数

4.2.3.1～4.2.3.3 (略)

4.2.3.4 確認検査担当者

確認検査を自ら行う場合にあっては、確認検査担当者として、木材又は木材加工品の検査に関する知識及び技能を有する者であって、認証機関が指定する確認検査担当者技能研修を定期的に受講している者が1人以上置かれていなければならない。

4.2.4 格付の組織及び実施方法

4.2.4.1 (略)

4.2.4.2 格付の実施方法

- a) 次に掲げる事項について、格付規程を具体的かつ体系的に整備していなければならない。
 - 1) (略)
 - 2) 格付の表示に関する事項
 - 3) (略)
 - (新設)
 - 4) 格付記録の作成及び保存に関する事項
(新設)
 - 5) 格付の実施状況についての内部監査に関する事項
 - 6) 格付の実施状況についての認証機関による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項
 - b) (略)
- 4.2.5 (略)

5 製造業者以外の取扱業者等（以下、“非製造業者”という。）の認証の技術的基準

5.1 最終製品における検査によって格付を行う場合

5.1.1 (略)

5.1.2 品質管理の実施方法

- a)～d) (略)
- 5.1.3 品質管理を担当する者の能力及び人数
 - 5.1.3.1 (略)
 - 5.1.3.2 品質管理責任者

品質管理責任者として、直交集成板の品質管理に関する知識及び技能を有する者であって、講習会において直交集成板の品質管理に関する課程を修了したものが非製造業者に1人以上置かれていなければならない。

5.1.3.3 (略)

5.1.4 (略)

5.1.5 格付を担当する者の能力及び人数

5.1.5.1 格付検査担当者

格付検査担当者として、木材又は木材加工品の検査に関する知識及び技能を有する者であって、認証機関等が指定する格付検査担当者技能研修を定期的に受講しているものが非製造業者に1人以上置かれていなければならない。

5.1.5.2・5.1.5.3 (略)

5.2 製造工程における検査によって格付を行う場合

5.2.1 (略)

5.2.2 品質管理の実施方法

次による。

a)～d) (略)

5.2.3 品質管理を担当する者の能力及び人数

5.2.3.1～5.2.3.3 (略)

5.2.3.4 確認検査担当者

確認検査を自ら行う場合にあつては、確認検査担当者として、木材又は木材加工品の検査に関する知識及び技能を有する者であつて、認証機関等が指定する確認検査担当者技能研修を定期的に受講しているものが非製造業者に1人以上置かれていなければならない。

5.2.4・5.2.5 (略)

附属書 A
(規定)
確認検査の方法

A.1・A.2 (略)

A.3 第1種検査方法

A.3.1 抽出の割合等

A.3.1.1 理化学検査

A.3.1.1.1 (略)

A.3.1.1.2 A.3.1.1.1に掲げる場合以外の場合

次による。

a)・b) (略)

A.3.1.2 (略)

A.3.2 (略)

A.4～A.6 (略)

品質管理責任者として、直交集成板の品質管理に関する知識及び技能を有する者であつて、講習会において直交集成板の品質管理に関する課程を修了した者が非製造業者に1人以上置かれていなければならない。

5.1.3.3 (略)

5.1.4 (略)

5.1.5 格付を担当する者の能力及び人数

5.1.5.1 格付検査担当者

格付検査担当者として、木材又は木材加工品の検査に関する知識及び技能を有する者であつて、認証機関が指定する格付検査担当者技能研修を定期的に受講しているものが非製造業者に1人以上置かれていなければならない。

5.1.5.2・5.1.5.3 (略)

5.2 製造工程における検査によって格付を行う場合

5.2.1 (略)

5.2.2 品質管理の実施方法

a)～d) (略)

5.2.3 品質管理を担当する者の能力及び人数

5.2.3.1～5.2.3.3 (略)

5.2.3.4 確認検査担当者

確認検査を自ら行う場合にあつては、確認検査担当者として、木材又は木材加工品の検査に関する知識及び技能を有する者であつて、認証機関が指定する確認検査担当者技能研修を定期的に受講している者が非製造業者に1人以上置かれていなければならない。

5.2.4・5.2.5 (略)

附属書 A
(規定)
確認検査の方法

A.1・A.2 (略)

A.3 第1種検査方法

A.3.1 抽出の割合等

A.3.1.1 理化学検査

A.3.1.1.1 (略)

A.3.1.1.2 A.3.1.1.1に掲げる場合以外の場合

a)・b) (略)

A.3.1.2 (略)

A.3.2 (略)

A.4～A.6 (略)